

<財務報告に係る内部統制に関する基本方針>

当社は、金融商品取引法の要請に基づき、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの評価対象拠点において内部統制の文書化・自己評価を実施するとともに、当該担当部署がその自己評価結果に対して独立した立場からモニタリングを実施しております。

また、グループ全体の内部統制の有効性を審議する機関として、CFOを委員長とする「J-SOX委員会」を設置し、そこでの審議結果を踏まえて、内部統制報告書に署名する経営者（取締役社長）が最終的な評価を実施しております。